

～ 第2部 動向編の概要 ～

管内における特徴的な動き（トピックス）

1 消費者への体系的な情報提供

農政局ホームページに開設した「食と農のふれあいプラザ」において、「食の安全・安心」や「食育」に関する情報と消費者向けシンポジウムやイベント等の行事予定をまとめて提供しています。また、行事の開催情報は、農政局で発行している「関東食農News」、「関東メールマガジン」、「食育ネット通信」のメールマガジンに掲載し、それぞれの会員へ情報提供しています。

2 牛肉トレーサビリティ法施行に向けての取組

平成13年9月、我が国で初めての牛海綿状脳症（BSE）の発生を受けて、牛一頭ごとに出生からと畜に至るまでの個体識別情報が、販売業者を経て消費者に確実に伝達される仕組みを構築するために、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）が15年6月に公布され、15年12月1日（生産・と畜段階）、16年12月1日（流通段階）に分けて施行されました。

関東農政局では、牛肉トレーサビリティ法の流通段階への周知に向けた取組として、食肉卸売業者から法施行に向けた準備状況のヒアリングを行うとともに、食肉小売店、スーパー、特定料理提供業者（焼肉、しゃぶしゃぶ、ステーキ、すき焼き専門店）への制度の周知徹底を図ってきたところです。

さらに、同法施行以降は、消費者への制度の普及や上述の業者への個体識別番号等の表示についての巡回点検・指導を行ってきました。

また、現在、消費者からの問い合わせに対応するため、「牛肉トレーサビリティ110番」を関東農政局・管内農政事務所に設けています。

3 GAP（適正農業規範）の普及に向けての取組

食品の安全を確保するためには、近年、農作物の栽培から、収穫物の調製、出荷までの農業生産の段階においては、病原微生物、かび毒、残留農薬等の要因による健康リスクを総合的に低減・管理するためのリスク管理手法であるGAP（Good Agricultural Practice）の導入が求められています。

これらの対策技術は、産地ごと品目ごとに異なり、当管内では、16年度の補助事業を利用し、二つの農業生産法人等がハウレンソウなどのGAPマニュアルの作成、研修会の開催、産地実証等に取り組んでいます。

4 「農の福祉力についての意見交換会」の開催

いやしやすらぎを求める国民のニーズが高まるとともに、高齢者がより生きがいを感じながら健康寿命を伸ばせるような取組や、知的・身体・精神の3障害者の経済的な自立への取組が望まれています。

一方、農業・農村の多面的機能のうち、栽培をとおしての効用には、生きがいを

感じる精神的効用、健康回復などの身体的効用、感性を育てる教育的効用、仲間づくりの効用などがあります。

関東農政局は、これら農業・農村の多面的機能を活用し、農作業を通じた高齢者の訓練や障害者の自立支援、農を取り入れた学校教育や生涯学習、あるいは農的空間を取り入れたまちづくり、動物飼育を取り入れた心の健康など、最近注目されている取組について、実践者からの事例発表を踏まえた意見交換を行い、今後の農政推進の参考にするため、16年6月及び12月に、「農の福祉力についての意見交換会」を開催しました。

5 美味しい米粉パン

お米は、日本人の健康・長寿の秘訣である「日本型食生活」の中心を担っており、栄養面・健康面で優れた食物ですが、食の多様化、ライフスタイルの変化のもとで、その消費量はここ40年ほど減少の一途をたどっています。

こうした消費減退に歯止めをかける切り札として、脚光を浴びているのが「米の粉」で、近年、米粉の製粉技術や製パン技術の向上により、米粉利用のパン、クッキー、パスタ、麺などへの普及が広がっています。

関東農政局では、米粉を利用した様々な食品の需要拡大・普及推進に積極的に取り組み、米の新たな食文化の創造として、「米の粉」を使った美味しい食品の普及推進を図っています。

6 地域水田農業ビジョンの実現に向けた支援活動

関東農政局では、本年度よりスタートした米政策改革の動きを踏まえ、地域水田農業ビジョンの実現に向けた地域の取組等を積極的に支援しています。17年1月には、各地域における話し合いや合意形成を支援することを目的に、「地域水田農業に係るシンポジウム」を開催し、合意形成が行われた地域等、関東管内の先進的な地域における取組の内容を紹介しました。

また、「地域の合意形成に関する取組事例集」を作成するとともに、「関東水田農業『糧(かて)』マガジン」を創刊して、電子メールによる情報の配信を開始したほか、現地支援チームによる現地支援活動等を展開しています。

7 災害への取組・対応

本年は、凍霜、降ひょう、強風、台風、火山、地震などの様々な災害が発生し、管内でも、浅間山の噴火に伴う降灰によりキャベツやレタス等の葉への灰の付着による品質低下の被害や、特に台風第22号、23号と相まって、10月上旬からの長雨等の影響から茨城県、群馬県、長野県、静岡県などでの露地野菜の根腐れ等の被害が大きく、年末までの野菜価格の高騰をもたらす事態となりました。

そこで、関東農政局では、関係団体への要請行動等として、市場・小売店への安定販売の要請、生産者団体への集出荷努力の要請、技術指導の徹底を呼び掛けました。また、物価・需給情報等に関する緊急相談窓口を設置するとともに、野菜の生育状況、入荷量と価格（小売店頭価格等）の見通しについて、消費者団体等への情報提供を行いました。

8 バイオマスシンポジウムの開催

生ごみや汚泥といった今まで捨てられていたものも、バイオマスという再生可能な資源になるとの意識をもつことが、その利活用の広がりにもつながっていきます。また、バイオマスは、生活に深くかかわるものであり、その利活用を進めるためには国民一人一人の理解と協力が欠かせません。

そこで、社団法人日本有機資源協会とバイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会の主催により、平成16年度バイオマス利活用優良表彰受賞者の取組の紹介と有識者との意見交換を通じて、関東管内でのより一層のバイオマス利活用推進に寄与することを目的としたシンポジウムを開催しました。

9 農村体験の楽しみ

関東農政局では、都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、ゆとりある生活や経済の活性化を図る取組として「都市と農山漁村の共生・対流」を推進しています。

取組内容として、農政局ホームページの『都市と農山漁村の共生・対流』をリニューアルして、都市住民のニーズに即したふるさと情報や農林漁業体験情報等の提供体制を充実・強化するとともに、『グリーン・ツーリズム関東大会2004in埼玉』（埼玉県と共催）、『共生・対流サミット2005農産物直売所大会in関東』を開催しました。

食の安全・安心と安定供給システムの確立

1 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組と食育の推進

近年の食品の消費形態は、消費者のライフスタイルの変化や女性の社会進出、高齢化の進行、単身世帯の増加等の社会構造の変化を反映して、孤食化、多品目少量購入、食の外部化・洋風化の進展等が見られる一方、食品に対するニーズも鮮度志向、健康・安全志向、簡便性・利便性志向が強まっている。平成15年度食料品消費モニター第2回定期調査「外食・中食の動向について」によると、管内の消費者の食生活は、全国平均に比べ、外食や中食を利用する頻度はおおむね同じであるが、今後、利用する機会を増やしたいとする人の割合は高い傾向がみられた。

消費者への情報提供、意見交換として、リスクコミュニケーションの開催と食品安全情報等を提供するとともに、消費者関連情報の一元的な提供体制を整備した。

食育の推進については、『関東地域食育推進ネットワーク』（17年3月末現在、774機関・団体等が参加）の取組をさらに推進するとともに、事務局としてのコーディネーター機能を強化した。関係機関・NPO等と連携したシンポジウムを開催するとともに、イベント等に参画し、消費者と生産者の交流を推進した。地方農政事務所職員等を派遣して「米・稲作」、「栄養・食生活」等をテーマとした「出前講座」による食育支援は、管内全体で1,560回実施し、参加者数は延べ84,524名となっている。

リスク管理の推進として、生産資材の適正な使用・管理についての法制度の周知及び使用実態の調査やBSE対策等を実施した。

また、生鮮食品等の表示調査等の実施、食品表示110番及び食品表示ウォッチャーの情報を活用した任意調査等の実施により食品表示の適正化を推進した。

2 食品産業等をめぐる動向

(1) 食品産業の動向

管内の食品産業は、全国に占める食品製造業の出荷額、飲食料品卸売業・小売業の販売額の割合がそれぞれ4割と大きな地位を占めている。

大部分が中小企業で、規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等により取引や資金調達等において不利な場合が多い食品産業において、諸問題の解決策の一つとして組織化があり、管内の事業協同組合等は352組合(17年3月末現在)となっている。また、品質の保証・向上や環境への負荷軽減を実践するうえで、ISO9000sやISO14001を取得する企業が増加している。

食品産業では、国内農業との連携による原料農産物の調達、食品流通機構の一層の合理化及び機能の高度化、経営体質の強化等課題が多い。そこで、関東農政局では、地域の食品産業について、事業協同組合等の地域組織に対して、地域の農産物を活用した新製品開発等への支援を行ったほか、地域の食品製造業等で組織されている各都府県の食品産業協議会が実施する食品産業と農業の連携会議や各種研修会の開催、需要創出指針の作成、食情報システム構築事業への支援を行った。また、流通・小売業について、生産活動と販売活動を直接結び付け、あわせてこのために必要となる保管・販売施設等の整備を行うことにより、消費者ニーズに対応した食品の生産及び販売等を図るための食品流通構造改善促進法に基づき、食品販売業者等が策定した構造改善計画の認定を行った(16年度16件)。

(2) 食品産業における環境対策の推進

食品産業にかかわる容器包装廃棄物及び食品廃棄物の減量化、再資源化への取組が喫緊の課題となっている。そこで、関東農政局では、容器包装リサイクル法において特定事業者として再商品化義務を負う事業者に対する啓発指導を行った。また、食品リサイクル法の適正な運用に資するために、行政機関・食品関連事業者等に対して同法律の説明会を実施するなど制度の普及・啓発に努めるとともに、東京都大田区城南島において食品リサイクル施設整備事業を実施し、食品リサイクル施設の整備を行った。

(3) 卸売市場の動向

管内の卸売市場数は全国の2割、14年度の全国に占める取扱金額割合は、中央及び地方卸売市場とも4割を占め、特に、中央卸売市場の花き及び食肉は、それぞれ過半数を占めている。

関東農政局では、生鮮食料品の効率的、安定的な流通を確保するために、各地域において卸売市場の施設整備を実施した。

生産者・消費者双方の期待にこたえられる安全・安心で効率的な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和、低温管理の徹底等による適正な品質管理の推進及び卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずることを目的とした改正卸売市場法が16年6月に施行され、17年度から新たなルールのもとでの卸売市場を運営するための各開設者の業務規程等の改正が行われた。

3 食と農の距離を縮める取組

(1) 地産地消の取組

管内での地産地消の取組としては、直売所マップの作成・配布や都県・関係団体ホームページでの地場農産物の紹介等による情報の提供、イベント等での地場農産物の販売・PR、学校給食への地場産農産物の導入、量販店での地場農産物コーナーの設置、フォーラムやシンポジウムの開催等による啓発・普及、地場農産物等を使った料理コンテストや新メニューの開発、都県産農産物の流通、地場産品の利用状況調査等様々な活動が実施されている。関東農政局としても、これら取組に対する支援として、活用できる事業の紹介、特徴ある現地情報の提供、生産者や消費者、学校給食関係者等への地産地消に関する講演等を実施し、その推進を図っている。

(2) 国民各層との意見交換

農林水産省では、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け、省をあげて地域の実情、現場の実態把握に取り組んでいる。関東農政局においても、「農業法人等との意見交換会」、地域における農政上の課題等に関して、地元農業関係者・消費者・関係団体等と直接意見を交換する「関東の食と農業・農村を語る車座座談会」や、地域農業の将来像等について市町村長等と率直な意見を交換する「地域農政に関する市町村長懇談会」を開催した。その他、「経済団体との意見交換会」や、「報道関係者との懇談会」等、国民各層との意見交換を実施した。

(3) ITを活用した取組

住民参加型のインターネット上のネットワークである「あぐりテーブル関東」(平成17年3月末現在会員数約4千名)を活用し、メールマガジンの発出、ウェブアンケートによる会員からの意見聴取、「食の安全・安心」などをテーマとした電子会議室による会員間の意見交換、電子掲示板による会員相互の情報交換等の取組により、関東地域の食料・農業・農村や農政に関する情報の提供や、国民参加型の幅広い意見収集・交換に努めた。

関東農政局ホームページの「食と農を考える広場」に、管内で農業体験等を楽しめる体験宿泊施設リストや見学受付可能な卸売市場リスト、食品産業工場リストを掲載し、会員に食料・農業・農村に触れ、考えていただく機会を提供することに努めた。

また、12年度から食料・農業・農村に関する学習を促進するための資料として関東農政局のホームページ上に『「食」・「農」学習実施アイデア集』を作成、掲載している。このページは「総合的な学習の時間」をはじめ、社会科、理科、生活科、家庭科などの教科学習でも活用できるよう工夫しており、小中学生による調べ学習などでの活用も広がってきている。

(4) 地域に根ざした情報の受発信業務

地域の関係者に対し、意見交換会を始めとした、対面による情報の受発信を行った。また、管内各県に置いて、地域農業の状況や我が国農業の当面の課題などへの理解の促進を図ることを目的とした報道関係者との現地調査を実施した。さらに、管内各統計・情報センターにおいて、農林水産交流モニターを公募し、地域における農林水産

統計・情報に対する共通認識を図る観点から、農林水産情報モニター交流会及び農林水産統計地区別協議会を実施した。16年度から地域づくりや農業の振興に熱心に取り組む、地域のリーダーとして活躍している方々を登録して「農業・農村人材バンク」を構築し、ホームページを通じて、様々な支援依頼に対応する体制づくりを行った。

情報の発信としては、各種施策について、ホームページ、メールマガジン（「関東食農ニュース」）及び広報誌（「いぶき」）等により情報を提供した。

情報の収集・分析としては、政策の企画立案の資料とするために、16年度は、「バイオマスの利活用」及び「国内産農産物・食品等輸出への取組」に関する優良事例の収集を行った。また、16年度は、市町村における遊休農地活用等の実態を把握し、今後の担い手への農地集積を軸とした農地の有効的利用の確保策及び都市住民等のニーズに応えた遊休農地の活用方策の検討資料とするため、市町村担当者を対象に「遊休農地の活用等に関するアンケート調査」を実施した。

4 食料自給率の向上に向けた管内の取組

食料自給率の向上を図るためには、地域の特色を踏まえた農業生産の展開や食生活の見直し等に積極的に取り組むことが重要で、管内各都県においても生産努力目標の達成に向け、各種の取組が関係者一体となって実施されている。

学校給食等を通じた地産地消の取組については、管内各都県とも地場の農産物等を活用した給食・学習活動により子ども達に「食」や農業生産現場についての理解を深めるための食育の実践活動を推進している。

農業の構造改革の加速化と国産農産物の強みを活かした農業生産の展開

1 関東農業の全国に占める位置と農業生産等の動向

(1) 関東農業の全国に占める位置

管内の農業指標についてみると、耕地面積は85万3千ha（平成16年7月15日現在）で全国の18.1%、販売農家数は51万1千戸（16年1月1日現在）で同23.6%、農業産出額は2兆2,374億円（15年）で同24.9%のシェアを占め、我が国の一大食料供給基地となっている。

主要部門の農業産出額の全国に占めるシェアは、野菜36%、花き27%、豚28%、果実26%、鶏卵26%、加工農産物43%となっている。

(2) 農業生産の動向

管内の農業産出額の部門別構成割合(15年)は、野菜が33%、米22%、畜産21%、果実8%となっている。これを全国と比較すると、野菜は（全国は23%）10ポイント高い一方、畜産は（同28%）7ポイント、米は（同26%）4ポイントそれぞれ低くなっている。

また、管内各都県の農業産出額の部門別構成割合は、7都県において野菜が第1位、山梨県では果実が第1位で6割を占め、静岡県では茶を含む工芸農作物が第2位で2割を占めており、各都県で立地、自然条件を活かした多様な農業生産が展開されてい

る。

(3) 農業構造の動向

管内の総農家数は71万1千戸(16年1月1日現在)で、うち販売農家数は51万1千戸となっており、総農家及び販売農家はともに減少を続けている。販売農家数を主副業別にみると、販売農家に占める副業的農家の割合が54%と最も高く、主業農家及び準主業農家がそれぞれ21%、25%となっている。経営耕地規模別の耕地面積割合をみると、2ha以上の経営農家の面積割合は4割を占めている。管内の販売農家における農家人口は227万9千人(16年1月1日現在)で、前年より7万8千人(3.3%)の減少となっている。

2 農業の構造改革の加速化に向けた取組

(1) 米政策改革に向けた取組

関東農政局では、米政策改革に基づく地域の取組を加速させるために、「地域の合意形成に関する取組事例集」の作成・配布と農政局ホームページへの掲載、地域水田農業に係るシンポジウムの開催、米政策関連情報の電子メールによる配信、千葉県利根川流域水田農業構造改革検討会議の開催などの取組を行なった。

(2) 担い手の確保・育成

認定農業者の現状と課題

認定農業者は、管内660の基本構想(「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」)策定市町村において39,631経営体が認定されており(15年度末現在)、うち法人経営は、1,643法人となっている。営農類型別には、露地野菜、施設野菜、果樹類が上位部門となっている。

関東農政局では、認定農業者の確保や再認定、経営改善に対する支援、経営指導体制の整備、認定農業者等の組織化に留意し、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の実現に向け、認定農業者に対する支援を推進していくこととしている。

農業経営の法人化の現状と課題

管内の農業生産法人数は、1,052法人(16年1月1日現在)で、うち有限会社が756法人と7割を占め、農事組合法人が269法人となっている。また、株式会社は27法人(16年7月1日現在、全国で85法人)となっている。

平成14年に制定された構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人による農業経営が可能となり、その特例により農業経営に参入し、農業経営を行っている法人は、全国で68法人にのぼっている。管内では、その3分の1の21法人が参入しており、組織形態は、株式会社が最も多く、NPO法人等も6法人含まれている。また、その業種は、漬物製造会社、ワイン醸造会社等、食品関連業が9法人と最も多いが、建設業からも5法人が参入している。

農業法人の育成を広範かつ円滑に進めるため、法人化のメリットが享受できると考えられる家族農業経営及び集落営農組織を明確化し、これら経営の法人化に向けての組織体制づくりや経営管理能力の向上を図っていく必要がある。また、法人化後は、

その経営発展に向けて、自己資本の充実といった法人組織としての主体的な取組や、異業種との交流・連携等、その組織力を活かした事業の多角化等を図っていく必要があり、関係機関が一体となってこれら推進をしている。

農地流動化の現状と課題、今後の方向

管内における農地流動化面積（15年のフロー値）は14,900haと前年に比べ約1,000ha増加しているものの、増加傾向は横ばいの状況にある。また、利用権設定面積（16年3月末現在ストック値）は前年に比べ3,358ha増加し、63,650haとなった（前年比5.6%増）。農用地利用集積計画を作成した市町村内の農用地面積に占める利用権設定率は管内で7.3%（16年3月末現在）となった。

「農業構造の展望」（12年3月農林水産省策定）で示した農業構造を実現するために、「市町村基本構想」（農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が策定）に示した農用地の利用集積に関する目標を達成することが重要である。このため12年度に創設された農地流動化地域総合推進事業の成果を活かし、農地流動化を取り巻く課題を解決して農地の利用集積を図っている。

経営構造対策事業等の推進

16年度においては、経営構造対策事業が7県9地区で認定され、継続地区を含めた28地区において認定農業者の育成や担い手等への農用地利用集積等の目標達成に向け着実な推進が図られている。

また、農業生産を核として流通・加工・交流等に取り組むアグリビジネス起業体を育成・支援するアグリ・チャレンジャー支援事業が4県7地区で実施され、農業生産だけでなく販売・加工・流通などと組み合わせた創造的高付加価値農業に取り組む法人等の育成が図られた。

新規就農の現状と課題

管内の新規就農者は1,487人（15年度）で、その内訳は、新規学卒就農者（493人）、Uターン就農者（855人）、新規参加者（139人）となっている。作目別には、露地野菜（414人）が最も多く、次いで施設野菜（298人）、露地果樹（165人）となった。新規就農者はここ数年増加傾向にあり、半数はUターン就農者であることから、仕事の傍ら就農の情報や勉強の機会を求める者が増えている。このため、関東農政局では、インターネットでの就農情報提供の充実や関係団体による通信教育の受講や就農相談フェアへの参加を推進している。

農村における女性の社会参画の状況

管内の農業労働力に占める女性の割合は、農業就業人口の6割（16年）で、農業生産の主要な担い手として重要な役割を果たしている。農村女性の起業活動は、地域農産物等を利用した食品加工や朝市などの直売への取組が多数を占め、個人経営で740件、グループ経営で728件（17年1月1日調査）となり、年々活動が活発化している。

農政局及び各都県では、男女共同参画社会形成のための施策の一層の推進を図っており、優れた農村女性を知事が認定し、農村生活や農業生産等の幅広い分野でのリーダーとして活躍してもらう制度や、経営に携わる女性や後継者の地位向上や役割の明

確化のための「家族経営協定」の締結等を推進している。家族経営協定締結農家数は8,154戸(16年3月末現在)で、年々増加している。

農村における高齢者の現状と課題

管内の販売農家のうち基幹的農業従事者で65歳以上の高齢者の割合は5割を超えている。農山漁村の高齢者対策については、県及び市町村の農山漁村高齢者ビジョン等に基づき、農山漁村高齢者が地域農業への参画、伝統的営農・生活技術の伝承、地域活性化等の面において活動できるよう、推進体制等の整備を一層進めることとしている。

農協組織の現状と活動状況

管内の総合農協数は200組合(17年4月1日現在)で、前年度より6組合減少した。また、同日現在の管内の合併構想数の合計は106組合であり、都県農業協同組合中央会を中心に未合併農協の早期合併やこれまで合併構想に参加していない農協の合併等、合併構想の実現に向けた取組が進められている。

主要事業の動向(15年度)は、営農指導員の設置農協比率は94.1%となった。信用事業は貯金が減少に転じ貸出金も減少し、経済事業は購買、販売ともに減少した。管内の事業収支については、信用、共済、経済の各事業で事業総利益が減少したものの、事業管理費の削減により当期利益は前年度を上回った。

農業制度金融の動向

担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な資金が的確に供給されるよう、14年7月に農業近代化資金、農林公庫資金(農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金)及び農業改良資金の融資手続の一元化・統一化など、農業者にとってわかりやすく使いやすいものとした農業経営改善関係資金制度が導入され、以降担い手に対する適切な支援が行われている。

15年度の管内の融資の推移は、農業近代化資金の利子補給承認額は、前年度比25.1%減の119億300万円、農林漁業金融公庫の農業、加工関係資金は、全体で前年度比34.9%減の614億5,600万円、農業改良資金の貸付額は、前年比71.8%の4億7,900万円、就農支援資金の貸付額は、前年比130.1%の4億6,300万円となった。

(3) 農業生産基盤の整備等の状況

農業・農村基盤の整備状況

管内農地の整備状況は、平成14年の田面積約46万6千haのうち、13年度末の整備済面積(30アール程度以上に区画整備済)は前年度より1,326ha増加し27万6千haで、整備率(59.2%)は全国平均(60.1%)とほぼ同水準にある。畑については、14年の畑面積39万8千haのうち、13年度末の整備済面積(幹線・末端農道整備済)は前年度より3,106ha増加し19万5千haであるが、整備率(48.9%)は全国平均(74.2%)に比べ25.3%も低くなっており、引き続き農業生産基盤の整備が必要である。

土地改良区組織の現状と新たな取組

土地改良区が米政策改革等諸課題に的確に対応できるよう、土地改良区の統合整

備の促進や土地利用調整等の積極的な展開を図るための対策を事業内容とする「土地改良区総合強化対策」を実施し、土地改良区の組織運営基盤の強化等を図った結果、統合整備基本計画を策定した時点における土地改良区数は1,759地区あったが、16年度末では1,344地区となり一定の成果をあげている。

農業用水路等のネットワークは、全国で40万kmにも及び、農村の健全な水循環を形成し、農地をうるおすことによって、安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、国民共有の財産である美しい農村の基礎となっている。これら農業用水路及び農地の管理を行っている土地改良区の役割を地域及び国民にアピールし、その機能を改めて見直すとともに、農業・農村の持つ多面的な機能の確保など国民が期待する新たな役割に対し、どのように取り組んで行くべきかを地域の人たちと考え、ともに実践していくために、「21世紀土地改良区創造運動」を展開しており、その一環として土地改良区の愛称「水土里ネット」が14年度に決定されたところである。全国の模範となる運動を展開している土地改良区を表彰する、「21世紀土地改良区創造運動表彰」(15年度創設)では、水土里ネット群馬用水(群馬県)、水土里ネット印旛沼(千葉県)が「全国の規範となる特に優れた運動」として16年度の大賞に選ばれ、全国土地改良大会において表彰された。

環境との調和に配慮した農業農村整備

農業農村整備事業では、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月閣議決定)に基づき、受益農家による直営施工等により、工事コストの縮減に努めている。また、計画・施工・管理の各段階において環境への影響の回避や最小化などを図るとともに、地域住民、NPO等の多様な「人」の参画を得て、環境創造型事業への転換を進め、整備された施設を地域の資源として守り育てることを地域の体制づくりに取り込むことが重要となっている。長野県「和田西原地区」での経営体育成基盤整備事業では、法面保護工を受益農家が参加した直営施工で実施したことにより、ほ場整備により生まれ変わった農地を今まで以上に愛着をもって維持管理していこうという意識を受益農家に生みつつあり、コスト縮減とともに維持管理面にも良い影響を与えている。

管内の国営事業実施地区では、16年度に策定した「関東農政局農業農村整備環境配慮基本原則」に基づき、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」(16年度までに管内468市町村で策定)等との整合を図りつつ、現況の調査結果や環境配慮の対策等についてとりまとめた「国営事業環境配慮基本方針」を定め、より環境との調和に配慮した事業への転換を図ることとしている。

3 国産農産物の強みを活かした農業生産の展開

(1) 地域ブランド化に向けた取組

消費者と相互に情報を共有しつつ、日本ならではの食文化や地産地消の取組などの特色を活かした新鮮でおいしい農産物や加工品を消費者に供給する「ブランドニッポン」農産物の供給体制を確立するため、管内の産地においても、消費者の評価を踏まえ、立地条件や地域資源等の産地の特色を生かした生産に取り組んでいる。

また、輸入農産物等が増加傾向にあるなかで、野菜産地では輸入品との差別化を図るため、付加価値の高い野菜の生産に取り組んでいる事例もみられる。

(2) 食品産業の需要にこたえる生産の取組

近年の食料消費の多様化のなかで、外食、加工食品、調理食品等への支出が伸びている。また、加工、外食への仕向け額のうち、輸入食品が5割を占めている。

このようなことから、国産農産物の競争力強化のため、食品産業との連携が重要になってきている。産地においては、食品産業などの実需者のニーズにこたえるため、実需者等と連携し加工に適した品種の育成、地域ブランド化等の取組が行われている。

(3) 新たな技術の開発・普及状況

関東東海北陸地域の各都県及び独立行政法人の農業試験研究機関では、毎年、関東東海北陸農業試験研究推進会議を開催し、その年度に得られた研究成果を検討している。生産現場において実用的に利用され得る技術や科学的な新知見、政策や事業実施の場で使われ得る知見などを選定し、公表している。

そして、研究開発した新技術の農業者への普及に当たっては、その技術の良さを広く農業現場に積極的にPRすることが求められている。中央農業総合研究センターでは、先進的・意欲的な農業者がその新技術を試行・実証できる機会を提供するため、平成16年から研究協力員、出前技術指導等の体制を整備し、現地技術指導を始めている。出前技術指導による新技術の普及は、稲・麦・大豆の作付体系において、作業競合や降雨の影響を解決したい場合の切り札となる、汎用型不耕起播種機による不耕起播種技術など3件となっている。また、研究成果の事業化や技術移転を促進するため、農林水産省及び農林水産関係試験研究機関（8独立行政法人）が主催して16年10月に東京で「第1回アグリビジネス創出フェア」を開催して企業、大学、独立行政法人などが出展し、農林水産・食品産業分野の研究成果を紹介する機会となった。

(4) 農林水産物の輸出の取組

農林水産省では、「守りから攻めへの農政の転換」を掲げて、農林水産物の輸出振興を図ることとし、新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月)において、「輸出促進に向けた総合的な取組の推進」が盛り込まれた。

関東農政局においても、輸出情報交換会を開催し、農林水産物の輸出にかかわる情報交換・共有を行い、輸出の問題点の解決や輸出にたずさわる人達同士の横の連携・ネットワークの形成を図った。また、各県が取り組んでいる研究会やジェトロセミナーにも、農政局から積極的に参画している。「日本産ブランド輸出促進事業」(国庫補助)は管内4県で実施され、食品等を中心に成約されるなど一定の成果をあげている。

しかし、特に中国本土での農産物の輸入許可や、信頼できる現地バイヤーをどのように見つけるか、継続的な取引・販売への発展などが課題としてあげられ、農政局としても、戦略的に輸出支援を行うこととしている。

4 作物別生産・流通

(1) 土地利用型作物

米

管内の16年産水稻の作付面積は33万200haで、前年より約7,900ha増加し、収穫量は184万6千トン(前年比116%)となった。品種は、「コシヒカリ」が作付面積の67%

を占め、次いで「あきたこまち」、「キヌヒカリ」となっている。

民間流通米の入札価格は、作況指数102の14年産米を若干下回る水準で推移しているものの、不作（作況指数94）で高値で推移した15年産米に対し、2割から3割安い水準となっている。卸売・小売価格についても17年2月時点では2割安い水準となっている。

麦

管内の16年産の4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は、4万8,700haとやや減少（前年産比95%）し、収穫量は14万7,100トン（同75%）と大幅に減少した。

管内の麦作は、産地ごとに品質にばらつきがみられるなどの問題をかかえており、実需者ニーズに即した製粉適性、加工適性の高い良品質麦の生産確保が緊急の課題となっている。関東農政局では、実需者ニーズに即した加工適性に優れた品種を早急に育成することとし、実需者による品質評価を導入した「関東地域麦新品種等品質評価協議会」（11年4月設立）を毎年開催し、新品種の品質評価、普及推進を行っている。

民間流通麦の民間流通麦の主な銘柄の指標価格は、前年産よりも2～5%程度安い水準となっている。

豆類

管内主産県（管内で落花生主産県協議会に参加している茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、静岡県）の16年産の大豆作付面積は17,400haとなり9年ぶりに前年産を下回った（前年比91%）。収穫量は26,600トンで前年産に比べ7,600トン減少した。

品質向上への取組として、管内主産地を中心に重点指導産地を設定し、農産物検査の上位等級比率の向上に向けた取組を続けた。また、「関東地域大豆現地検討会」を共催し、新技術の導入による栽培技術の高位平準化や生産コストの削減をとおして、安定供給を行える産地の生産体制の確立を図ることなど、今後の大豆生産のあり方をテーマに意見交換を行った。

管内の16年産の落花生は、作付面積が8,124haで全国の9割、特に千葉県だけで全国の7割を占めているが、近年、労働力不足により減少傾向にある。収穫量は19,870トンで、前年産に比べ583トン減少した。

（2）園芸作物

野菜

管内の15年産の主要野菜（28品目）の作付面積は130千ha（前年比98%）で、近年減少傾向にあるものの、依然、全国の31%を占めている。また、管内の野菜指定産地は、15年度末で273産地（前年282産地）となっている。

主要野菜（指定野菜14品目）の需給状況（東京都中央卸売市場の入荷量及び卸売価格（1kg当たり））については、秋冬野菜（10月～12月）が気象災害の影響を大きく受けた。

増加する輸入野菜に対抗しうる野菜産地の育成を図るため、管内においては16年度末までに、370団体が産地改革計画を策定し、構造改革を進めている。関東農政局では、野菜産地の構造改革の推進に資するため、栃木県宇都宮市において、「平成16年度関東地域産地改革現地検討会」を開催し、トマト産地の産地改革の取組事例の紹介

とトマトに関する新しい技術情報等について情報提供を行った。「第3回関東地域野菜産地改革に関する情報交換会」では、中国等における野菜の生産・流通・輸出の動向、野菜の消費及び輸入動向と国内産地の対応、野菜産地改革取組事例等について情報交換を行った。

また、関東農政局では、業務用野菜の契約取引の推進に資するため、「第7回関東地域業務用野菜協議会」を開催し、外食・加工・卸売市場の各関係者と野菜産地の関係者によるパネルディスカッションを行い、食品企業と野菜産地の連携の方向について意見交換を行った。

果樹

15年産の管内の果樹の栽培面積は62,600ha（前年産比99.1%）であり、うんしゅうみかん（静岡県）、りんご（長野県）、ぶどう、もも、すもも（山梨県、長野県）、くり（茨城県）は、全国でも高いシェアを占める。品種については、高品質系品種への更新が進んでおり、うんしゅうみかんは、食味が良く貯蔵性の高い「青島温州」等へ、りんごは、「ふじ」と「つがる」で8割を占め、日本なしは、「幸水」及び「豊水」で8割を占め、ぶどうは大粒系の「巨峰」、「ピオーネ」の割合が高まっている。

花き

管内の花き生産は、大消費地を抱える有利性や高冷地から島しょまでの立地等の地域特性を活かした多彩な取組みが行われ、全国的な花きの主要産地となっている。15年産の作付面積は、16,211ha（前年産比99.2%）、産出額は1,772億円（同94.3%）となった。

これまで順調に増加を続けてきた花きの需要であるが、切り花については企業等の祭事、営業用などの業務需要が減少していることから、切り花類の作付面積も10年産に比して15年産は12%程度減少し、産出額も単価等の低迷から同じく20%程度減少している。一方、花壇用苗ものは家庭園芸の浸透の影響もあり堅調に推移しており、10年と比較すると作付面積は約1.3倍、産出額は約1.1倍に増加している。

（3）特産農作物

管内の16年産の茶の生産は、管内主産県で栽培面積23,200ha、荒茶生産量45,800トンなど各指標において、全国の4割以上を占め、簡便な缶・ペットボトル茶の普及クや茶の効能が注目されたこともあり、最近では消費面で微増傾向にある。

管内の養蚕は、全国の収繭量の7割を占め、なかでも群馬県は全国の46%を占めている全国第1位の生産県であるが（15年産）、養蚕従事者の高齢化、後継者不足等により、繭生産基盤のぜい弱化が進行している。群馬県では県オリジナル蚕品種（「世紀二一」、「ぐんま200」、「新小石丸」等）の活用により「ぐんまシルク」と総称した需要開拓を推進している。

管内主産県（栃木県、群馬県）の15年産こんにゃくいもの生産は、栽培面積の減少（前年産比97%）に加え、生育期間中の低温・日照不足をうけて収穫量は58,500トンと前年産比の90%に落ち込んだ。このうち群馬県は管内の94%、全国の87%を占めている全国第1位の生産県であり、県内においては、産地特化が進展し、産地が中山間地から平地へシフトしている。群馬県では、群馬県蒟蒻消費拡大推進協議会が、こんにゃ

にやくの日（5月29日）にあわせ、消費拡大イベントや手作りこんにやく教室の開催等に取り組んでいる。

（4）畜産・飼料作物

管内の乳用牛飼養戸数・頭数は6,620戸、28万3千頭（16年2月1日現在）で、1戸当たり飼養頭数は42.7頭（全国58.7頭）で、生乳生産量は、158万5千トン（16年）であった。管内の肉用牛飼養戸数・頭数は6千戸、37万1千頭で1戸当たり飼養頭数は61.8頭、管内の豚の飼養戸数・頭数は2,650戸、264万3千頭で1戸当たり飼養頭数は997頭であった（いずれも16年2月1日現在）。管内の採卵鶏飼養戸数・成鶏めす羽数は1,110戸、3,585万羽で1戸当たり成鶏めす飼養羽数は3万2,300羽、管内のプロイラー飼養戸数・羽数は、291戸、1戸当たり飼養羽数は、2万3千羽であった（いずれも16年2月1日現在）。乳用牛・プロイラー以外では、一戸当たりの飼養頭数または羽数が増加している。

また、管内の飼料作物の作付面積（16年）は前年より2.1%減の4万6千haであった。転作飼料作物の作付面積はわずかに増加して7,452ha（15年）で、転作面積の8.7%であった。

飼料増産推進運動については、今年度から「飼料増産虎の巻 5つの行動」として、主役はコントラクター！、牛を放そう！、耕畜連携を進めよう！、草地をリフレッシュ！、消費者へ情報を！、を柱として明示し、その取組の一環として、管内では9県16地区を飼料増産重点地区として選定し、それぞれ取組目標を定め、飼料作物の増産推進を図っている。

（5）平成16年度の管内の気象等の経過と農業生産への影響

16年度は、6月から10月にかけて、太平洋高気圧の勢力が日本付近で強い状態が続き、1951年の統計開始以降最多の10個の台風が日本に上陸（関東地域には2個）、気象庁の全国25地点（管内17地点）の気温観測で年平均気温の最高値の記録を更新した。

気象等の経過と農業生産への影響は、関東地域は2個の大きな台風が直撃、6個の台風が接近、浅間山が21年ぶりに中規模噴火し野菜産地に降灰したほか、凍霜、降ひょう、強風など災害の多い年となった。

12年9月に全島避難した三宅島については、関東農政局でも農地などの災害査定を4年半ぶりに実施するなど復旧に向けて動き始めたが、火山ガス（二酸化硫黄）の影響を受け続けている高濃度地区については、依然災害査定のための立ち入りもできないほか、島内ではガスマスクの常時携帯が義務付けられていることから、復旧活動は万全を図りながら行っている。

農村地域の再生と美しく活力のある農村の創造

1 農村資源の現状

（1）農地の利用の現状と課題

管内の農業振興地域面積（16年）は293万ha、都市計画区域面積は281万haで、総土地面積に占めるシェアはそれぞれ50.6%、48.5%であり、全国に比べて都市計画区域

面積の占める割合が高い。

農業振興地域内の農用地の面積（16年）は93万1千haで、農用地区域設定率（農業振興地域内の現況農用地のうち農用地区域内農用地の占める比率）は74.8%と全国の85.0%を下回っている。

管内における平成元年以降の農地転用面積（農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用を除く。）は、平成3年の1万243haをピークとして以後減少を続けていたが、15年は5,367haと、前年より210ha増加した。

管内の総耕作放棄地面積は9万8千ha（12年農林業センサス値）で、7年と比べて3万1千ha強増加しており、都県別では茨城県1万6千ha、長野県1万6千ha、千葉県1万5千ha、群馬県1万3千haの順であった。平均耕作放棄地率は12.4%で、全国平均の7.7%と比べて高い数値となっており、都県別では山梨県19.4%、群馬県17.3%、長野県14.2%、埼玉県14.1%の順であった。

14年12月に、地方公共団体等の自発的な立案により地域の特性に応じて特定の区域で規制の特例措置を講じる構造改革特別区域法（特区法）が成立した。

16年度（第5回～第7回）の管内の構造改革特別区域計画の認定件数は67件で、全国233件の29%、そのうち農業分野等（農林水産省関連）の認定件数は13件（15年度第1回～第4回分は22件）で、うち山梨県及び長野県で合わせて10件が認定され、全国58件の17%を占めた。16年度（第5回～第7回）の管内の農業分野等の事項別認定件数は16件で、全国79件の20%であった。

（2）農山村地域の活性化に向けた取組

管内の特定農山村地域は246市町村（全国1,302市町村）で、216市町村（17年3月末現在）で地域の特性を活かした農林業等活性化基盤整備計画が策定されている。この計画に即して地域の実情に応じたソフト面の取組を促進するため、6年度から「中山間地域活性化推進事業」等により中山間地域振興基金が造成され地域活性化への取組が行われた。

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、11年度から「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を実施し、地域の特性を活かした農林漁業をはじめとする多様な産業の振興、山村地域と都市との交流促進、豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保を図っている。16年度には、新たに5地区を認定した。

また、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する中山間地域等直接支払制度（12年度から開始）については、16年度は265市町村で実施され、26,139haの農用地（集落協定等数：3,742）について、37億円強の交付金が交付された。

農村地域工業等導入地区の実施状況は、199市町村（15年度末）が実施計画を策定し、操業企業1,347社（全国7,739社）、地元雇用者69,289人となっており、厳しい雇用情勢のなかで就業機会の創出の確実な成果をあげている。

農業生産基盤と一体的な生活環境整備の推進については、農村が農家を含む多様な住民が暮らせる場とともに、都市住民を含む国民に憩いややすらぎを提供する場としての役割を担うことへの期待がある。そこで、16年度より「地域の個性ある美しいむらづくり」を推進する観点から、美しいむらづくり総合整備事業を実施している。従来の利便性や快適性を重視する整備だけでなく、豊かな自然環境や美しい景観とい

った農村固有の魅力の整備を行うとともに、地域における活力ある農業の展開とあわせ、地域資源の活用、地域住民の主体的な発意によって集落維持活動や環境保全活動などの住民活動を取りいれて総合的に整備が行われることが重要となっている。

(3) 都市農業の振興

都市農業の振興を目的とした、12年度からの総合的な支援策である「都市農業支援総合対策事業」は、ソフト事業として、多様な都市住民も参加した農業ビジョンづくりやボランティアによる都市農業への支援を推進し、ハード事業として、農業の多面的機能の発揮及び都市住民の農業理解促進のための土地基盤整備等や、都市における農業者と住民とのふれあいの場等の整備を行っている。

管内における16年度の実施地区は、ソフト事業が東京都3地区、神奈川県1地区、ハード事業が東京都4地区の計8地区であった。

都市及びその周辺の地域における農業の発展が図られるよう都市農業関係者との意見交換、都市住民のニーズの把握、都市農業支援総合事業地区の取組事例の収集等を行い「都市農業振興報告書」として取りまとめ、関係者に配付した。

2 農業の自然循環機能とバイオマスの利活用の推進

(1) 農業の自然循環機能の発揮の推進

環境保全型農業の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の管内の認定件数(16年9月末現在。認定を受けた農業者をエコファーマーという)は、18,198件(全国の29%)で、その数は着実に増加している。

畜産環境保全対策の実施

15年度の畜産経営にかかわる管内の苦情発生件数は928件で、苦情内容は、悪臭666件、水質汚濁211件、害虫発生79件であった。

11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)が施行され、管内都県においては、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定し、その計画に沿った取組を行っている。

なお、家畜排せつ物法の管理施設の設備構造に関する基準の猶予期限内(16年10月末)に、各都県においてシンポジウム、技術研修会等を開催し、良質なたい肥生産技術及び農家意識の向上の普及啓発に努めたほか、処理施設未整備農家の施設整備の推進を図った結果、現在では、ほぼ全対象農家で家畜排せつ物法の管理基準が遵守されている。

また、管内の多くの都県では、畜産会等のホームページや独自のネットワーク上に^{たい}堆きゅう肥の供給情報を掲載して流通の円滑化に努めている。

(2) バイオマスの利活用の推進

バイオマスは、地球温暖化防止や循環型社会を形成するうえでその有効利用が注目されており、14年12月、バイオマスの利活用を進めていくための国の基本方針を示した「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定された。

関東地域は、首都圏という大消費地をかかるとともに、我が国の一大食料供給基地でもあり、生ごみや家畜排せつ物、稲わら、間伐材等のバイオマスが多く存在する。このため、バイオマス利活用の取組を行う地域が増えてきている。

バイオマス利活用に向けた取組を進めていくにあたっては「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、国民各層の理解の醸成と、関係者の役割分担・協調が重要である。これを踏まえ、管内においては、各省地方支分部局及び試験研究機関、都県を構成員とした「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」を設け、バイオマス利活用を推進するための役割分担、協調体制の整備を図るとともに、バイオマスの利活用に関する状況把握や普及啓発活動を行っている。16年度の活動として、11月に協議会を開催し、各機関における取組についての情報交換を行うとともに、8月からバイオマスタウン構想の募集が始まったことを踏まえ、関東管内でのバイオマスタウンの育成を目的として「バイオマスタウンの育成について」をテーマに意見交換を実施した。

また、バイオマスに関する施策等の情報発信のためのホームページの運営や関東管内でのバイオマス利活用事例の紹介、パンフレットの配布のほか、市町村や関係団体等との意見交換を目的として、静岡県磐田市において「菜の花循環システムへの取組の課題と展望」をテーマとした「農政に関する車座座談会」を実施し、バイオマス利活用の普及・啓発に努めた。

3 活力ある農村の再生創造

(1) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が展開している都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けた各般の取組に対して総合的な支援を推進するため、関係府省の地方支分局並びに都県に呼び掛け「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を15年7月に発足させ、支援方策の検討やシンポジウムの開催を通じて、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図っている。

関東農政局ホームページにおいては、「都市と農山漁村の共生・対流」サイトに管内におけるイベント等の紹介や、農山漁村地域において行われる農林漁業体験の情報を提供している。

(2) 新グリーン・ツーリズム総合推進対策の推進に向けた取組

都市住民等における健康的でゆとりある生活、やすらぎや自然を求めるなど多様なニーズに対応した地域ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進が必要となってきた。このため、15年度より従来の「都市農村交流対策事業」等を再編し、グリーン・ツーリズムを総合的かつ一体的に推進する、「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」を創設した。本対策では、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及、農村における都市との情報受発信の強化、グリーン・ツーリズムを担う人材の育成、地域ぐるみの受入体制整備の4つの視点から全国及び地域段階における事業を実施している。16年度より、訪日外国人旅行者の倍増による観光立国の実現に向けて、都市と農山漁村の共生・対流の実現と一体的に外国人旅行者等を農山漁村に呼び込むための取組も推進している。

グリーン・ツーリズムに対する都市住民のニーズが高まるなか、農山漁村地域にお

いて、「地域連携システム整備事業」を活用して、地域ぐるみによる様々な取組が行われている。埼玉県横瀬町では、地元農業者が主体となり棚田を活用した農作業体験等による取組を実施している。また、静岡県伊豆市では、農業者や宿泊関係者等が集まり都市住民とともにワークショップ活動を通じ、地域独自のグリーン・ツーリズムを推進している。

(3) 市民農園等の開設状況

管内の市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設状況は 156か所、143万㎡(16年3月末現在)で、全国360か所・366万㎡の4割を占めている。開設主体別農園数は地方公共団体88か所、農協13か所、農地所有者54か所、構造改革特区のうち団体1か所となっている。

また、特定農地貸付法による農園の開設状況は、1,345か所、255万㎡で、全国2,544か所・593万㎡のそれぞれ5割、4割を占めている。開設主体別農園数は地方公共団体1,148か所、農協191か所、構造改革特区のうち個人及び団体6か所となっている。

(4) 豊かなむらづくり全国表彰事業の実施

農林水産省では、(財)日本農林漁業振興会との共催により、昭和54年から「農林水産祭」の表彰行事の一部門として、豊かなむらづくり全国表彰事業を実施している。

16年度関東ブロックでは、静岡県島田市「農事組合法人いくみ」が内閣総理大臣賞並びに農林水産大臣賞を、山梨県南巨摩郡早川町「南アルプス山ぶどう生産組合」、長野県飯田市「柿野沢区」が農林水産大臣賞を、栃木県鹿沼市「加蘇地区むらづくり推進協議会野尻直売所」、埼玉県羽生市「三田ヶ谷米クラブ」が関東農政局長賞を受賞した。

(5) 「地域再生推進のためのプログラム」の推進状況

15年10月に、内閣に地域再生本部が設置され、16年2月に国として講ずべき支援措置の内容等を定めた「地域再生推進のためのプログラム」を決定した。

16年度(第1回～第3回)の管内認定件数は54件で、全国278件の20%、そのうち農林水産省関連では、管内の8都県で合わせて18件が認定され全国119件の15%を占めた。

関東農政局は、関東地域の地域再生に関する相談についてワンストップで対応する7省14地方支分局で構成した「(関東ブロック)地域再生支援チーム(16年4月設置)」にメンバー登録し、管内5つの地域再生計画に同意した。